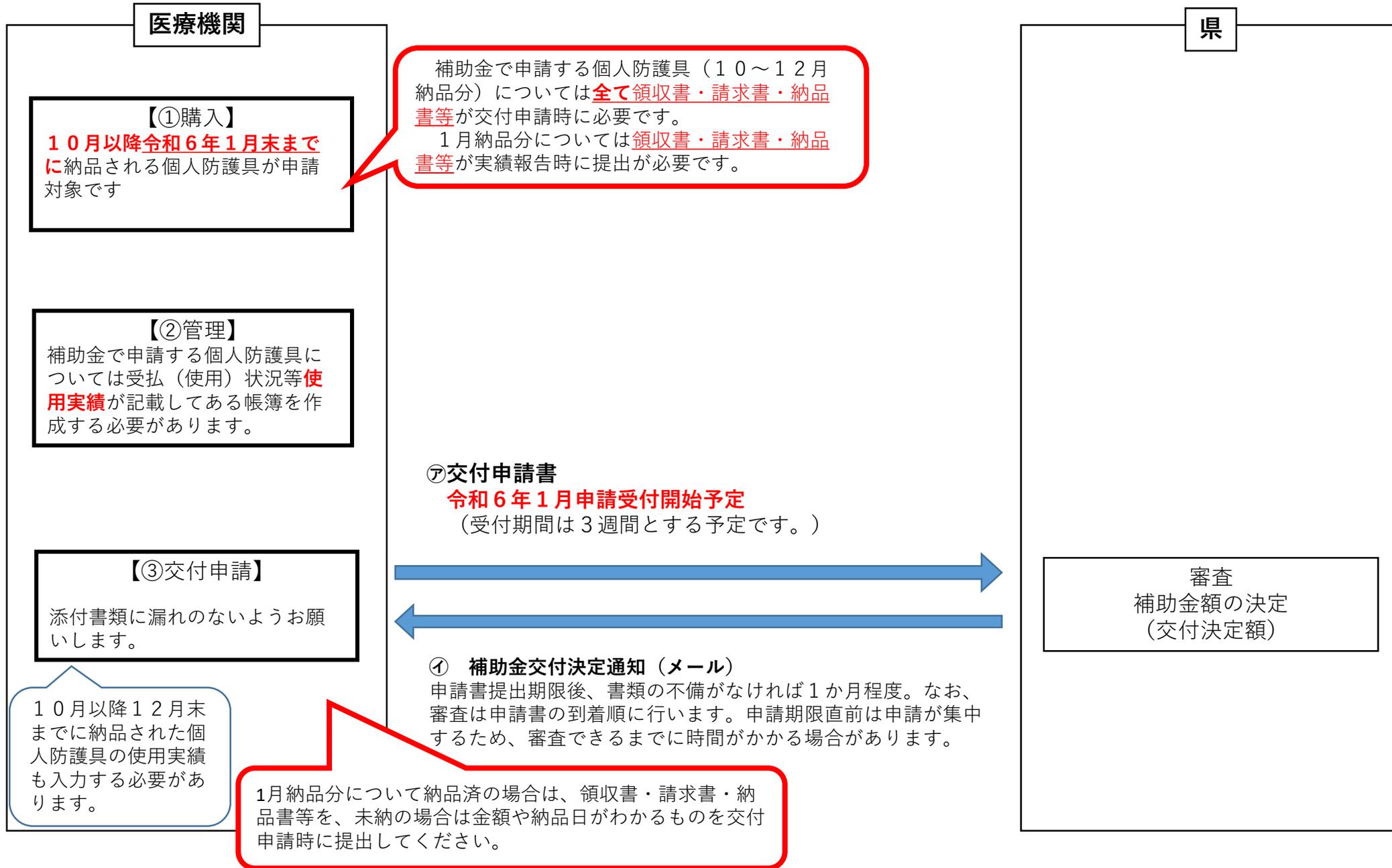
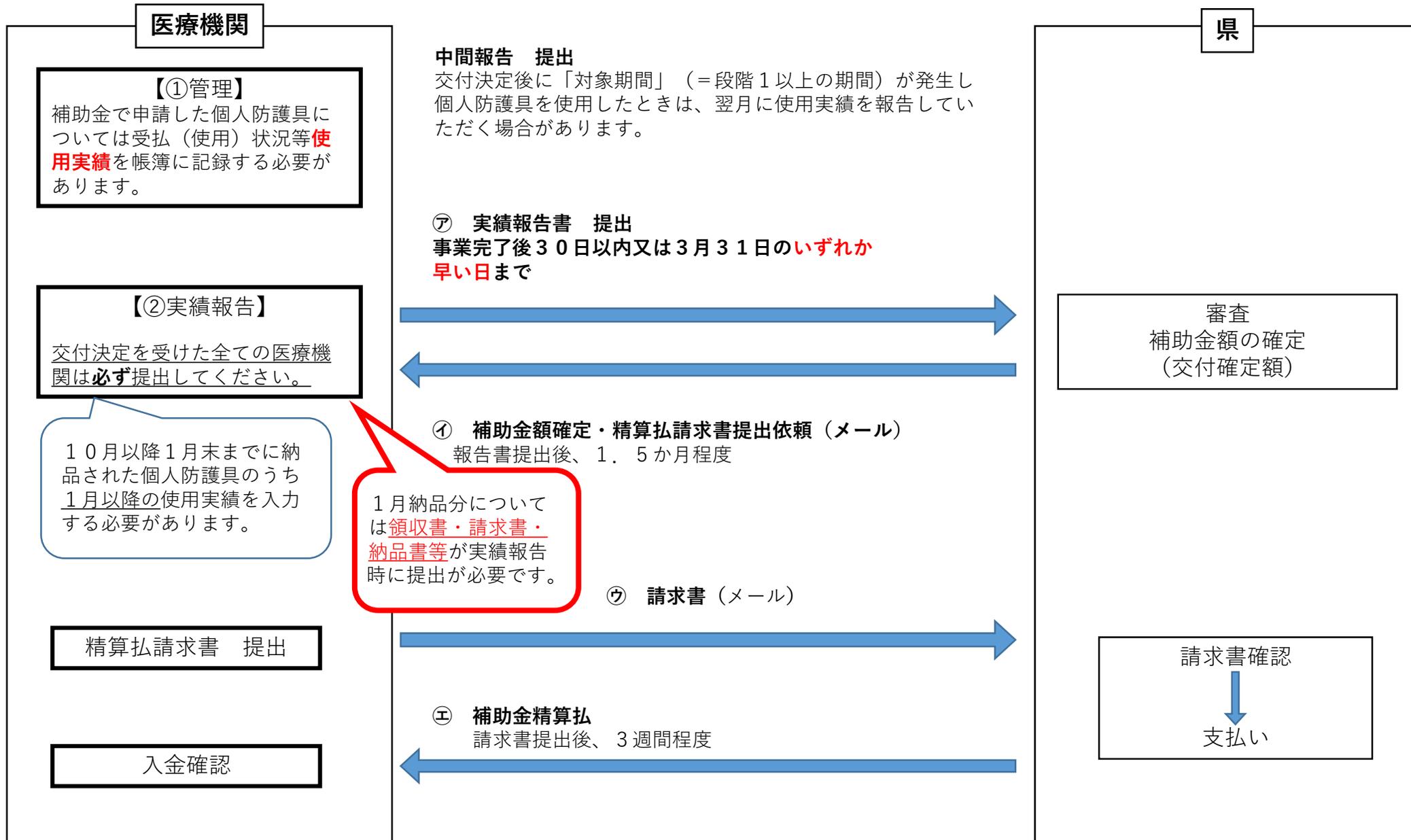


補助金交付申請の流れ（個人防護具整備事業）



実績報告書の流れ（個人防護具整備事業）



実績報告提出後の流れ（個人防護具整備事業）

医療機関

【消費税報告】

交付決定を受けた全ての医療機関は必ず提出してください。
(仕入控除税額が0円の場合を含む。)

㊦仕入控除税額
報告書 提出
令和7年6月30日 締切
※6月30日までに提出できない場合は、5月31日までに連絡してください。

仕入控除税額（返還額）がある場合、県への返還を行います。

【書類の保管】

補助金に係る書類（交付申請書、実績報告書等）は**令和11年3月31日**まで保管する必要があります。

受払（使用）状況等
使用実績が記載してある帳簿も保管する必要があります。

県

個人防護具整備事業 補助金額イメージ

交付申請（1月受付予定）

実績報告（3月）

最終の
補助額

購入金額
(10月~12月)
+
見込金額
(1月)

交付決定額

「対象期間」**外**の使用分
(~12月分まで)
※補助対象外

※3,600円×「対象期間」内の
延べ従事者数（見込）が**上限**

確定額

※「対象期間」**内**の使用分
(10月~3月分まで)

3月末時点の在庫
※補助対象外

「対象期間」**外**の使用分
(~3月分まで)
※補助対象外

※3,600円×「対象期間」内の
延べ従事者数（**実績**）が**上限**